

豊見城市予算決算特別委員会設置に関する決議

下記のとおり、豊見城市予算決算特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 豊見城市予算決算特別委員会
2. 設置根拠 豊見城市議会委員会条例第6条
3. 調査事項 一般会計当初予算並びに、一般会計歳入歳出決算に関すること。
4. 委員定数 本特別委員会の委員は11人以内とする。
5. 調査期限 本特別委員会は、議員の任期満了までの間とする。